

○宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

平成 20 年 3 月 26 日条例第 19 号

宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例をここに公布する。

宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、県行政に係る基本的な計画の策定等について議会の議決事件として定めること等により、計画の策定段階から議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った透明性の高い県行政の計画的かつ効果的な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「基本的な計画」とは、次に掲げる県の計画（計画期間が 3 年未満のものを除く。）をいう。

- (1) 県行政の全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、県行政の各分野において県民生活に密接に関わる政策及び施策の基本的な方向を体系的に定める計画のうち、県行政運営上特に重要なものと議会が認めるもの

(議会の議決)

第 3 条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、基本的な計画を策定し、変更し、又は廃止するときは、議会の議決を経なければならない。

(議会への報告)

第 4 条 議会は、県行政の推進のために必要があると認めるときは、知事等に対し、基本的な計画に係る実施状況について報告を求めることができる。

(知事等への意見)

第 5 条 議会は、県行政の計画的かつ効果的な推進のために新たに基本的な計画を策定する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

2 議会は、社会経済情勢の変化その他特別の事情により、策定されている基本的な計画を変更し、又は廃止する必要があると認めるときは、知事等に対し、意見を述べることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、宮崎県総合計画は第 2 条第 1 号に規定する基本的な計画と、次に掲げる計画は同条第 2 号に規定する基本的な計画とみなして、第 3 条（策定に係る部分を除く。）、第 4 条及び第 5 条第 2 項の規定を適用する。

- (1) 宮崎県産業科学技術振興指針
- (2) 宮崎県新エネルギービジョン
- (3) みやざきボランティア活動促進基本方針
- (4) みやざき男女共同参画プラン
- (5) 宮崎県国際化推進プラン

- (6) 宮崎県人権教育・啓発推進方針
- (7) 宮崎県行財政改革大綱 2007
- (8) 宮崎県地域福祉支援計画
- (9) 宮崎県医療計画
- (10) 宮崎県高齢者保健福祉計画
- (11) 次世代育成支援宮崎県行動計画
- (12) 宮崎の就学前教育すくすくプラン
- (13) ひむか青少年プラン 21
- (14) 宮崎県環境基本総合計画
- (15) 宮崎県森林・林業長期計画
- (16) 宮崎県観光・リゾート振興計画
- (17) 第6次宮崎県農業・農村振興長期計画
- (18) 宮崎県水産業・漁村振興長期計画
- (19) 都市計画に関する基本方針
- (20) 宮崎県景観形成基本方針
- (21) 宮崎の教育創造プラン
- (22) 宮崎県生涯学習振興ビジョン
- (23) 宮崎県スポーツ振興基本計画